

## 令和6年第6回教育委員会定例会議事日程

### 1 日 時

令和6年5月17日（金） 午前9時30分から

### 2 場 所

島本町役場 3階 委員会室

### 3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第27号議案 島本町立小・中学校結核対策委員会規則の一部改正について



第 2 7 号 議 案

島本町立小・中学校結核対策委員会規則の一部改  
正について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 6 年 5 月 1 7 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛



島本町教育委員会規則第 号

島本町立小・中学校結核対策委員会規則の一部を改正する  
規則

島本町立小・中学校結核対策委員会規則（平成24年島本町教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育こども部教育総務課」を「教育こども部教育推進課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 第 27 号議案資料

### 島本町立小・中学校結核対策委員会規則の一部改正について

#### 1 提案理由

教育子ども部内の一部事務分掌の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

#### 2 報告の概要

教育総務課を教育推進課に改めるもの（第 7 条関係）。

#### 3 新旧対照表

#### 4 施行期日

公布の日

島本町立小・中学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育こども部教育推進課において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育こども部教育総務課において処理する。</p>